

中古新規登録代行料金（普通乗用車）

(R1.10.01改定)

管轄地域	項目	料金	備 考
なにわナンバー地域 (特別割引地域)	手続代行報酬	5,500 円	車庫証明は別途
	登録印紙	500 円	
	ナンバープレート	1,450 円	ナンバープレートに変更のある場合
	送料	0 円	依頼者様着払い
	消費税	550 円	
	計	8,000 円	
大阪ナンバー地域	手続代行報酬	10,900 円	車庫証明は別途
	登録印紙	500 円	
	ナンバープレート	1,450 円	ナンバープレートに変更のある場合
	送料	0 円	依頼者様着払い
	消費税	1,090 円	
	計	13,940 円	
堺ナンバー地域	手続代行報酬	9,000 円	車庫証明は別途
	登録印紙	500 円	
	ナンバープレート	1,450 円	ナンバープレートに変更のある場合
	送料	0 円	依頼者様着払い
	消費税	900 円	
	計	11,850 円	
和泉ナンバー地域	手続代行報酬	9,000 円	車庫証明は別途
	登録印紙	500 円	
	ナンバープレート	1,450 円	ナンバープレートに変更のある場合
	送料	0 円	依頼者様着払い
	消費税	900 円	
	計	11,850 円	

注意事項

- 1 ナンバープレートに変更があり、希望ナンバーの場合は、4,150円及び申請代行料金2,200円を申し受けます。
- 2 所有者がディーラー様等の場合は、所有権解除をする料金が別途発生いたします。
- 3 年式の新しい車の場合、上記代金に+自動車取得税がかかる場合があります。
- 4 所有権移転で法的に問題がある場合、またはその疑いがある場合は、業務をお断りいたします。

中古新規登録必要書類（普通乗用車）

必要な書類	注意事項など
申請書	当事務所用意
自動車検査証（原本）	検査有効期間のあるもの
譲渡証明書	旧所有者の実印を押印
印鑑証明書	新・旧所有者どちらも発行後3ヶ月以内のもの
委任状	新・旧所有者どちらも実印を押印したもの
車庫証明書	警察署で証明後40日以内のもの ※当事務所でも取得の代行を行っておりますのでお気軽にお問合せください。

※：旧所有者の住所、氏名等が変更している場合
旧所有者の変更内容がすべて確認できる、戸籍謄本・住民票

※：新所有者と新使用者が異なる場合
新使用者の委任状
新使用者の車庫証明
新使用者の住所を証する書面
(印鑑証明書、住民票、法人の場合は商業登記簿謄本等)

中古新規登録代行料金（軽自動車）

(R1.10.01改定)

管轄地域	項目	料金	備 考
なにわナンバー地域 (特別割引地域)	手続代行報酬	4,500 円	車庫証明は別途
	登録印紙	0 円	
	ナンバープレート	1,450 円	ナンバープレートに変更のある場合
	送料	0 円	依頼者様着払い
	消費税	450 円	
	計	6,400 円	
大阪ナンバー地域	手続代行報酬	10,900 円	車庫証明は別途
	登録印紙	0 円	
	ナンバープレート	1,450 円	ナンバープレートに変更のある場合
	送料	0 円	依頼者様着払い
	消費税	1,090 円	
	計	13,440 円	
堺ナンバー地域	手続代行報酬	8,100 円	車庫証明は別途
	登録印紙	0 円	
	ナンバープレート	1,450 円	ナンバープレートに変更のある場合
	送料	0 円	依頼者様着払い
	消費税	810 円	
	計	10,360 円	
和泉ナンバー地域	手続代行報酬	8,100 円	車庫証明は別途
	登録印紙	0 円	
	ナンバープレート	1,450 円	ナンバープレートに変更のある場合
	送料	0 円	依頼者様着払い
	消費税	810 円	
	計	10,360 円	

注意事項

- 1 ナンバープレートに変更があり、希望ナンバーの場合は、4,150円及び申請代行料金2,200円を申し受けます。
- 2 所有者がディーラー様等の場合は、所有権解除をする料金が別途発生いたします。
- 3 年式の新しい車の場合、上記代金に+自動車取得税がかかる場合があります。
- 4 所有権移転で法的に問題がある場合、またはその疑いがある場合は、業務をお断りいたします。

中古新規登録必要書類（軽自動車）

必要な書類	注意事項など
申請書	当事務所用意
自動車検査証（原本）	検査有効期間のあるもの
譲渡証明書	旧所有者の認め印を押印
申請依頼書	新所有者・旧所有者どちらも認め印を押印したもの
軽自動車税（種別割） 申告書（報告書）	新所有者・旧所有者どちらも認め印を押印したもの 当事務所で手配・申請できます。（550円／1台）
使用者の住所を 証する書面	・住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの）または ・印鑑（登録）証明書（発行されてから3ヶ月以内）

※：旧所有者の住所、氏名等が変更している場合

旧所有者の変更内容がすべて確認できる、戸籍謄本・住民票

※：新所有者と新使用者が異なる場合

新使用者の委任状

新使用者の車庫証明

新使用者の住所を証する書面

（印鑑証明書、住民票、法人の場合は商業登記簿謄本等）